

島取県公報

平成30年11月26日(月) 号外第90号

每週火·金曜日発行

		目		Y		
\Diamond	選管規則	 局取県選挙運動管理	見程の一部を改正す	る規則(3)・	 	• 2

管 規 則 選

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 第20号様式の2及び3を次のように改める。

2 衆議院(比例代表選出)議員選挙における投票所内のその他適当な箇所の掲示について

中											
}							}	選挙管理委員会			
(ふ り が な) 名簿届出政党等の名称						}	······································				
(ふりがな) 略 称											
劑	(なりがな)		(そっぱな)			\blacksquare		(なり	がな)		
ĭ ĭ	順位	出	名	順位	出	- 4		重位	出	在	
名簿登載者の氏名及び当選 人となるべき順位							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				

羅希

- 日 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上か ら行うものとすること。また、名簿登載者の氏名等は、当選人となるべき順位に従い、右から順に記載し、 掲示すること。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場 合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

3 参議院(比例代表選出)議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の掲示につい

拼	- E I	日執行				{	{			
※觸院式室代表選出觸員選挙在簿屆出政党等名称等 ₹₹										
		} }				選挙 選挙 置 表 画 会				
(ふ り が な) 名簿届出政党等の名称							······································			
(ふりがな) 略 称										
(ふ り が な) 名簿登載者の氏名	順位 者 優光的に当!	氏速人となる	名べき候権	順句 を 一般 を を という。	氏選人となる	を 、 、 、 が 変権	5	順位者優先的に当	氏選人となる	名。べき候補
						}	}			

編考

- 日 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上か ら行うものとすること。また、優先的に当選人となるべき候補者の氏名等は、その順位に従い、右から順 に記載し、掲示すること。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場 合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。